平成２２年（フ）第１５４８号
大阪府東大阪市末広町３番７号　末広グレースマンション306号
債務者　岡本　民江
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６７５号
大阪市淀川区西宮原２丁目６番16―534号、住民票上の住所大阪市淀川区木川西４丁目４番３―1005号
債務者　肥後　勝典
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６９３号
大阪市平野区加美東６丁目15番25号
債務者　清水　　雄
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２７５号
大阪府枚方市三栗２丁目10番７―303号
債務者　古田　康峰
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４１５号
大阪府寝屋川市御幸西町14番11―506号
債務者　山本　幸雅
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４２４号
大阪府茨木市三島丘２丁目30番１―110号
債務者　福富　克明
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５２１号
大阪市旭区大宮４丁目１番11―802号
債務者　俵谷　利幸
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５６４号
大阪府交野市幾野１丁目19番４号
債務者　由良　尚子（旧姓平尾）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５８１号
大阪市東淀川区東中島３丁目11番５―505号
債務者　寿　　良徳
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５９３号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目３番10号マンション清和苑204号
債務者　嶋田理恵子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６２５号
大阪府寝屋川市上神田２丁目15番14号
債務者　渡辺　安彦
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６３２号
大阪府吹田市青葉丘北18番10―1001号
債務者　大西　槙美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６５１号
大阪市西成区南津守２丁目４番１―1209号
債務者　末吉　清次
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６８３号
大阪市平野区長吉長原４丁目13番21―503号
債務者　西山　絹枝（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７２８号
大阪府箕面市船場西２丁目23番７―709号
債務者　原田　了子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７２９号
大阪市平野区長吉長原４丁目７番21号３Ｅ号室、住民票上の住所大阪府八尾市刑部１丁目364番地杉田荘103号
債務者　渡部　敏行
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７３５号
大阪市西区南堀江４―23―10　スカイコートホリエ403号、住民票上の住所大阪市大正区千島２丁目４番４―313号
債務者　松山　賢一
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部